

# 平田リバーサイドプラザ指定管理者募集要項

令和7年9月

海津市

都市建設部建設都市計画課

## 目 次

番号	タイトル	ページ
第1	施設の概要	3
第2	募集の内容	4
第3	募集から決定までのスケジュール	9
第4	申請に係る事項	9
第5	指定管理者候補者の選定手続き	12
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	14
第7	公租公課の取扱い	15
第8	その他留意事項	15
第9	様式・添付資料	15
第10	問い合わせ先	16

海津市（以下「市」という。）は、平田リバーサイドプラザ（以下「本公園」という。）の設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法及び海津市都市公園条例（以下「公園条例」という。）に基づき、以下のとおり本公園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

## 第1 施設の概要

### 1 名称

平田リバーサイドプラザ

※海津市都市公園条例の改正により、名称を「長良川リバーサイドプラザ」に変更予定です。

### 2 所在地

海津市平田町野寺 2266番地3

### 3 施設内容

#### (1) 公園種別等

- ア 公園の種別 都市公園（都市緑地）
- イ 管理面積 27.7 ha
- ウ 開設年月日 平成17年3月25日

#### (2) 全体の概要（現状）

施設名称	施設種類
園路及び広場	園路、周回コース 多目的広場 イベント広場
修景施設	植栽 花壇 水景施設（じゃぶじゃぶ池）
休憩施設	四阿 ベンチ
遊戯施設	サイクルコース
教養施設 便益施設	自然の森 ワンド 砂浜
	水飲み場 便所（3箇所）
管理施設	管理事務所（プレハブ1棟） 倉庫（プレハブ2棟） 門扉 車止め 案内板、掲示板 給排水設備 特殊自転車（14台）

※ 詳細は別紙「平田リバーサイドプラザ施設管理区域図」参照

(3) 駐車場について

	第1駐車場(南)	第2駐車場(北)
駐車台数	169台 (内身障者用2台)	70台 (内身障者用2台)

#### 4 公園施設の利用時間及び休業日(現状)

(1) 公園の利用時間(開門、閉門時間)

4月～8月 : 9時30分～18時00分

9月 : 9時30分～17時30分

10月～2月 : 9時30分～16時30分

3月 : 9時30分～17時00分

※ただし、特殊自転車の利用は、閉門時間30分前までとなります。

(2) 公園の休業日

・毎月第三月曜日(当該月曜日が祝日法による休日の場合はその翌日)

・12月29日～1月3日

※ただし、特殊自転車の貸出は、毎週月曜日～金曜日(祝日、海津市内小中学校の春夏冬休みを除く)が休業日となります。

#### 5 有料公園施設の利用料金(予定)

(ア) 周回コース、サイクルコース

区分	金額		
市内者	占有利用する場合	1時間当たり	1,100円
市外者	占有利用する場合	1時間当たり	2,200円

1 使用者(占有者)が入場料等を徴収する場合は、次の額を加算する。

- ・入場料等の額が500円未満の場合は当該利用料金の3割の額
- ・入場料等の額が500円以上1,000円未満の場合は当該利用料金の5割の額
- ・入場料等の額が1,000円以上の場合は、当該利用料金の10割の額

(イ) 付属施設設備

区分	金額	
1人乗り特殊自転車	1台30分当たり	200円
2人乗り特殊自転車		310円
3人乗り特殊自転車		310円
4人乗り特殊自転車		410円

※サイクルコース及び付属設備の利用料金は、海津市都市公園条例及び海津市都市公園条例施行規則によるものです。

※周回コースの利用料金は、海津市都市公園条例の改正により設定予定です。

## 第2 募集の内容

### 1 指定管理者が行う業務内容

ア 指定管理者は、次にあげる業務を実施してください。なお、当該業務内容の詳細について

ては、別添「平田リバーサイドプラザ管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりです。

- (1) 本公園を管理すること。
- (2) 本公園の利用者への便宜の供与に関する事。
- (3) 本公園の利用の促進に関する事。
- (4) 公園条例第5条の規定により本公園の利用を禁止し、または制限すること。
- (5) 指定管理業務と一体的に行う自己の費用と責任において実施する事業（以下「自主事業」という。）の企画及び実施に関する事。
- (6) その他仕様書に定める業務

イ 指定管理者が管理を行う施設は次のとおりです。

指定管理者は、以下の施設について適切に管理を行ってください。

施設名称	施設種類
園路及び広場	園路、周回コース 多目的広場 イベント広場
修景施設	植栽 花壇 水景施設（じゃぶじゃぶ池）
休養施設	四阿 ベンチ
遊戯施設	サイクルコース
教養施設 便益施設	自然の森 ワンド 砂浜
	水飲み場 便所（3箇所）
管理施設	管理事務所（プレハブ1基） 倉庫（プレハブ2基） 門扉 車止め 案内板、掲示板 給排水設備 特殊自転車（14台）

ウ 指定管理者が行う指定イベントは次のとおりです。このイベントに係る費用は指定管理料に含まれるものとします。

- ・年1回「ミズベリングイベント」を開催
- ・毎月1回以上のイベントを開催

## 2 自主事業の提案について

指定管理者は、公園の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を市に提案することができます。

自主事業を行う場合は、事前に市と協議の上、その了承を得る必要があります。また、自主事業に係る経理を指定管理業務と区分して整理してください。

### **(1) 実施を求める自主事業について**

指定期間が10年であることを踏まえ事業の長期展望や本公園への投資の考え方について明らかにし、創意工夫を行い魅力ある事業の企画及び実施に努めるものとし、本公園の活性化に向けた事業を行うものとします。

### **(2) 自主事業の提案を行える施設**

- ・指定管理者は、前段1イの施設のうち、周回コース、イベント広場、サイクルコースを除く施設において、施設の増築・改変を伴う自主事業を行うことができます。
- ・指定管理者は、前段1イの施設のすべてで、イベント等の自主事業を行うことができます。

### **(3) 提案を求める自主事業**

- ・海津市サイクルシティプランの施策を踏まえた施設整備事業
- ・本公園の利用促進を図るための施設整備事業
- ・飲食の場を提供できる施設整備事業
- ・施設利用の促進及び賑わいと集客増を図るためのイベント事業

## **3 指定管理者が行う管理の基準**

指定管理者は、次に掲げる管理の基準に基づいて本公園を管理してください。なお、当該管理の詳細については、別添仕様書に定めるとおりであり、その細目については、市と指定管理者との間において別途締結する協定で定めるものとします。

### **(1) 公園の利用時間及び休業日**

現状の利用時間及び休業日については、次のとおりです。なお、自主事業の提案に伴い、利用時間及び休業日の変更を行う場合は、市との協議により変更を可能とします。ただし、変更に伴い発生する費用は指定管理者負担とします。

#### **ア 利用時間**

(ア) 本公園内の利用時間は、前段4(1)のとおりとする。

#### **イ 休業日**

(ア) 本公園の休業日は、前段4(2)のとおりとする。

### **(2) 利用の禁止又は制限**

指定管理者は、公園条例第5条の規定により、本公園の損壊その他理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は本公園に関する工事若しくは公園施設の保守管理のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、本公園の利用を禁止し、または制限することができます。

### **(3) 利用料金**

指定管理者は、公園条例第16条の規定により、施設の利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受することができます。

利用料金は、公園条例に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ市の承認を得て決定します。なお、当該利用料金の額及び納付方法の詳細については、指定管理者に利用料金規定を定めていただきます。

## **4 市と指定管理者とのリスク分担**

市と指定管理者とのリスク分担は、次の表のとおりとし、詳細については、両者の間において、別途締結する協定又は両者の協議で定めることとします。

また、指定管理者は、損害賠償責任保険その他必要な保険に加入しなければなりません。

区 分		リスク負担者	
		市	指定管理者
公園の維持管理			○
施設の修繕	1箇所当たり30万円以上(※1)	○	
	1箇所当たり30万円未満(※1)		○
利用者及び周辺住民からの苦情、要望に対する対応			○
物価の変動	年度協定締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化による著しい物価の変動によるもの	○	
	上記以外のもの		○
金利の変動			○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
支払の遅延	市からの経費の支払遅延(指定管理者の責めに帰すべきものを除く。)に起因するもの	○	
	上記以外のもの		○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担		○	
災害による施設の損傷等	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	
災害等による施設の休館		○	
利用者等への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	

(※1) 指定管理者は、リスク分担にかかわらず、自らの申し出により、自己の費用と責任において、市の承認を得たうえで、公園の機能を向上させ、又は公共性の観点から必要と認められる各種工事を実施することができます。

#### (1) 大雨時の緊急対応について

指定管理者は、台風や集中豪雨等の大雨により、長良川の水位が上昇し、管理棟、トイレ、倉庫等施設に浸水の恐れが発生した場合、搬出基準に基づいてそれらを速やかに撤去してください。ただし、本公園の仕様書に示す搬出基準に達していなくても、水位の上昇が見込まれると予想する場合は、あらかじめ撤去してもかまいません。

#### 5 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とします。

#### 6 指定管理者が行う業務に要する経費等

指定管理者が管理の業務を行うにあたって必要となる経費は、市が指定管理者に対して支払う指定管理料、指定管理者が施設の利用者から収受する利用料金その他管理業務関連収入によって賄うものとします。

### (1) 初年度における指定管理料の上限額

指定管理料の額は、施設の維持管理費及び運営費、企画事業費その他の管理業務関連支出の見込み額合計から、利用料金、事業収入その他の管理業務関連収入の見込み額合計を差し引いて算出するものですが、市は、指定期間の初年度に支払う指定管理料の上限額として、次に掲げる額を予定しています。ただし、実際に支払う指定管理料の額は、市議会の議決により変動することがあります。

指定期間の初年度における指定管理料の上限額

33,957 千円（消費税及び地方消費税を含みます）

なお、指定期間中のいずれかの年度の指定管理料について、当該上限額を超える額を提案した申請団体は、選外とします。

### (2) 指定管理料の支払方法

市と指定管理者との間において、別途年度ごとに締結する協定に基づき、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。その額が本業務の実施に要する費用に達しない場合においても、市は、原則として、指定管理料の追加の支払は行いません。

### (3) 前受金の引継ぎ

指定期間終了後の施設の利用に係る利用料金をあらかじめ前受金として収受している場合には、指定期間終了の際、当該前受金を市に引き継いでいただきます。ただし、市が認めた場合には、次期指定管理者に対して引き継ぐことができるものとします。

### (4) 管理口座及び区分経理

公園の管理に係る業務に関する収入及び支出は、指定管理者が日常使用している口座とは別の口座により管理してください。

また、当該管理に係る業務は、他の業務と区分して経理してください。

## 7 留意事項

### (1) 管理運営方針

本公園を利用者の健全な利用に供するとともに、維持管理費の節減に努めながら公園の適正な管理運営に期すること。また、本公園は、誰もが集える憩いの場であり、安全安心で楽しく利用者に愛される公園を目指した管理運営を行うため、次の①から④を重点方針とします。

- ①周遊拠点としての機能強化
- ②安心安全な空間・サービスの提供
- ③公園の魅力向上、利用者増につながる好循環の形成
- ④プロモーション強化

### (2) 自主事業に関する留意事項

本公園の機能の充実に向け、現在の施設及びエリアについて、より有効な活用が図られる事業提案を求めます。

なお、自主事業の提案を行うに当たっては、次の点に注意してください。

ア リノベーション後の活用方法については、現在の利用方法にとらわれず、都市公園にふさわしく、より有効な活用が図られる内容を提案してください。

イ 当該リノベーションに係る費用や、その後の維持管理費は、前項4に示す市と指定管理者とのリスク分担にかかわらず、すべて申請団体の負担となります。

ウ 当該リノベーションにあたり、一部を市が負担するという提案も妨げませんが、提案内容を全て採用するとは限りません。よって、提案通りに市が対応を行わない場合でも対応可能な運営計画を検討してください。

エ 指定管理者の負担で設置若しくはリノベーションした公園施設は都市公園法第10条に基づき、指定期間満了後、原則として、現状に回復して市に引き渡していただきます。

ただし、本公園の機能向上又は公共性の観点から必要な施設であると認められる場合等には、市との協議により現状に回復することなく、市に引き渡していただくことがあります。

オ 自主事業の提案に伴い、利用時間及び休業日の変更を行う場合は、市との協議により変更を可能とします。ただし、変更に伴い発生する費用は指定管理者負担とします。

カ 平田リバーサイドプラザは、「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、新たな賑わい空間の創出（以下、河川空間のオープン化）を目指しており、今回の指定管理者募集において、提案された自主事業内容が河川のオープン化の骨格となります。このため、河川のオープン化を目指すエリアの提案とそのイメージ図と共に、具体的に提案を行ってください。留意事項として、施設設置を行う場合には、以下の条件を満たす提案としてください。

(ア) 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

(イ) 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

(ウ) 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく早くなる状況が発生させないものであること。

(エ) 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に脆弱な場所に設置するものでないこと。

(オ) 工作物は、原則として、河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

なお、河川空間のオープン化に向けた協議会の運営に協力いただくこととなります。

### (3) ホームページ更新等の準備について

令和8年4月1日の指定管理業務開始までに、本公園のホームページ及びリーフレットの更新を行い円滑な業務開始に努めてください。

## 第3 募集から決定までのスケジュール

指定管理者の募集から決定までのスケジュールは、次のとおりです。

募集要項の配布	令和7年9月1日（月）から令和7年10月15日（水）まで
質問の受付	令和7年9月1日（月）から令和7年9月11日（木）まで
現地説明会の受付	令和7年9月10日（水）まで
現地説明会の実施	令和7年9月16日（火）
申請書類の受付	令和7年10月8日（水）から令和7年10月15日（水）まで
公の施設指定管理者選定委員会による審査	令和7年11月上旬予定
指定管理者候補者の決定	令和7年11月上旬予定
市議会の指定議決	令和7年12月中旬予定
都市公園条例の改正議決	令和7年12月中旬予定
指定管理者の指定	令和7年12月中旬予定

## 第4 申請に係る事項

### 1 申請資格

#### ①応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てを受けている者
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- エ 応募の日から、指定管理者の決定通知日までの間に、海津市において指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 動力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する暴力団員である事業者または法人でその役員に暴力団に該当する者のいる事業者
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している者

#### ②応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」といいます。）又は法人の共同体（以下「共同体」といいます。）に限ります。
- イ 共同体で応募する場合は、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ウ 代表法人は本公園の施設管理について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

### 2 申請続き

#### (1) 募集要項の配布

- ア 配布期間  
令和7年9月1日（月）から令和7年10月15日（水）までの毎日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号第3条に規定する休日（以下「市の休日」といいます。）を除きます。）午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所  
海津市海津町高須515 海津市役所西館1階  
海津市都市建設部建設都市計画課住宅都市係
- ウ その他の入手方法  
海津市ホームページからもダウンロードできます。

#### (2) 質問の受付

- ア 受付期間  
令和7年9月1日（月）から令和7年9月11日（木）まで（市の休日を除きます）
- イ 受付場所  
海津市海津町高須515 海津市役所西館1階

海津市都市建設部建設都市計画課住宅都市係

ウ 提出方法

別記様式Aによる指定管理者募集に関する質問票に記入の上、  
電子メール（kensetsutokei@city.kaizu.lg.jp）若しくは  
ファクシミリ（0584-53-1598）又は持参により提出してください。

エ 質問内容及び回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時海津市ホームページで公表します。

**(3) 現地説明会**

ア 開催日時

令和7年9月16日（火） 午後1時30分から

イ 開催場所

平田リバーサイドプラザ

ウ 申込先

海津市海津町高須515 海津市役所西館1階  
海津市都市建設部建設都市計画課住宅都市係

エ 申込方法

別記様式Bによる指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書に記入の上、  
電子メール（kensetsutokei@city.kaizu.lg.jp）若しくは  
ファクシミリ（0584-53-1598）又は持参により提出してください。

オ 申込期限

令和7年9月10日（水） 午後5時まで

**(4) 申請書類の受付**

ア 受付期間

令和7年10月8日（水）から令和7年10月15日（水）までの毎日（市の休日を  
除きます。）午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

次の書類（(シ)の書類は、共同体で申請する場合に限りです。）を提出してください。

なお、共同体で申請する場合に当たっては、(オ)から(ス)までの書類は、その構  
成員に係るものを提出してください。

書類一式は、あらかじめ作成されているパンフレット等を除き、極力、製本あるいは  
ホチキス留め等せず、1部ずつファイル等に綴じてください。

(ア) 海津市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）

(イ) 事業計画書（様式第2号）

(ウ) 収支計画書（様式第3号及び別記様式C）

※指定期間の年度ごとに作成してください。

(エ) 自主事業及び業務基準以上に実施する業務の実施計画書（別記様式D）

- (オ) 申請団体概要書（別記様式E）
- (カ) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (キ) 申請日前3か月以内に交付された法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書）又はその写し
- (ク) 現事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近5事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（当該財務諸表が無い事業年度分を除きます。）（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）
- (ケ) 申請年度の直前の事業年度の団体の納税証明書（市町村税、県民税、法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）
- (コ) 暴排措置対象法人等でないことの誓約書（別記様式F）
- (サ) 株主（出資者）調書（別記様式G）
- (シ) 共同体構成員届出書（別記様式H）
- (ス) 誓約書（別記様式Iまたは別記様式Iの2（共同体用））

#### ウ 提出先

海津市海津町高須515 海津市役所西館1階  
海津市都市建設部建設都市計画課住宅都市係

#### エ 提出方法

必ず持参により提出してください。

#### オ 提出部数

正本1部、副本12部

#### カ その他留意事項

- (ア) 申請書類（官公署が交付する証明書を除きます。）の大きさは、日本工業規格A4判とし、ページ数を中央下部に表記してください。
- (イ) 申請書類の作成に当たっては、日本語、日本国の通貨単位及びメートル法を使用してください。
- (ウ) 申請に際して必要となる費用は、全て申請団体の負担とします。
- (エ) 提出された申請書類は、返却しません。
- (オ) 提出された申請書類の著作権は、その著作者に帰属するものですが、市が必要と認める場合には、その全部または一部を無償で使用します。

### 3 申請の取下げ

申請書類の提出後に申請書を取り下げる場合には、事前に電話連絡の上、平田リバーサイドプラザ指定管理者指定申請取下書（別記様式J）を郵便若しくは信書便又は持参により提出してください。

#### <連絡先・提出先>

〒503-0695

海津市海津町高須515 海津市役所西館1階  
海津市都市建設部建設都市計画課住宅都市係  
電話番号 0584-53-1425

## 第5 指定管理者候補者の選定手続き

## 1 審査方法

海津市公の施設指定管理者選定委員会において、最も適合していると認められる団体を当該公園の指定管理者候補団体（以下「候補団体」という。）として選定します。

なお、事前に都市建設部建設都市計画課において、書類審査を行い、申請書類あるいはその内容に明らかに虚偽が認められたもの、募集の際に提示する市から支払う経費を超えた収支計画書を提出したもの等については、失格とします。

候補団体は、市議会において議決を経た後に、指定管理者として正式に指定されますが、その間に候補団体に事故等があった時には、選考されなかった申請者のうちから新たに選考を行う場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合には、指定管理者として指定することはできないこととなります。この場合、候補団体はその損害賠償を市に対し請求することはできません。

ア 日時及び開催場所  
別途通知します。

### イ 審査

海津市公の施設指定管理者選定委員会の審査は、次の流れにより行います。

#### (ア) 申請団体によるプレゼンテーション

各申請団体が、制限時間20分の範囲内において、委員に対するプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションにおいて使用できる資料は、その申請団体が提出した申請書類及び当該申請書類の一部を拡大した説明用パネルに限られ、他の資料の提出又は提示、プレゼンテーション機器の使用等については認めません。

なお、プレゼンテーションの順序は、申請団体が申請書類を提出し、市が受け付けをした順とします。

#### (イ) 市及び委員からの質疑並びに申請団体の応答

市及び委員から申請団体に対して質疑を行い、申請団体の説明を求めます。この質疑応答の時間は、1申請団体当たり20分を目途とします。

## 2 審査基準

審査内容につきましては、次の基準により審査します。

審査項目	審査の観点	配点
施設管理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の指定管理期間は10年間であることを踏まえた提案となっているか</li><li>・施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか</li><li>・施設の管理運営方針に適合した提案となっているか</li></ul>	10
類似施設の管理実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・類似施設を管理した実績がどの程度認められるか</li></ul>	5
利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者サービスの向上が図られているか。</li><li>・利用者の平等な利用に配慮されているか。</li><li>・利用者の意見の反映や苦情への対応は適切であるか。</li><li>・開園日及び利用時間の設定は適切であるか</li><li>・本公園の活性化に向けた自主事業が提案されているか。</li></ul> <p>ただし、事業計画は、申請者自らの経費負担によるもののみ審査の対象とし、市の経費負担による整備等は審査対象としない。</p>	30

	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の魅力向上や利用者増につながるという好循環の形成のための計画がなされているか。</li> </ul>	
施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の維持管理水準は、市の求める業務水準をどの程度上回っているか。</li> <li>効果的・効率的な施設管理手法が提案されているか。</li> <li>環境の保全について適正に配慮されているか。</li> </ul>	5
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理用の提案金額の多寡はどうか。</li> <li>経費縮減のための取組は妥当であるか。</li> <li>収入を増加させる取組は妥当であるか。</li> <li>収支計画は提案された事業計画と整合されているか。</li> <li>収支計画の達成の可能性はどうか。</li> <li>提案された自主事業については、実現可能性のある収支計画となっているか。</li> </ul>	15
組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理に当たる組織や人員体制は妥当であるか。</li> <li>役割分担と責任体制は明確になっているか。</li> <li>労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮はなされているか。</li> <li>施設を現在管理している団体の従業員の雇用についての考え方はどうか。</li> <li>障がい者や高齢者の積極的な雇用に努めているか。</li> </ul>	10
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の安全確保対策は適切であるか。</li> <li>事故・災害発生時の対応は適切であるか。</li> <li>保険の加入計画は適切であるか。</li> <li>個人情報保護や情報管理は適切であるか。</li> </ul>	10
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請団体の財務状況はどうか。</li> <li>申請団体に対する金融機関等の支援体制はどうか。</li> </ul>	5
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内や県内からの雇用に配慮されているか。</li> <li>地域との連携についての取組は予定されているか。</li> <li>河川のオープン化に向けた取組は予定されているか。</li> </ul>	10
合 計		100

### 3 指定管理者候補者の決定

審査終了後、市は公の施設指定管理者選定委員会の委員長から審査結果の報告を受け、速やかに指定管理者候補者を決定し、すべての申請団体に対してそれぞれの審査結果を通知します。

また、審査の結果は、海津市ホームページにおいて公表します。

## 第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

### 1 指定管理者の指定

#### (1) 指定管理者の指定の議決

市は、指定管理者候補者を指定管理者として指定するため、その指定に係る議案を市議会へ提出し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第244条の2第6項の議決を受けます。

## **(2) 指定管理者の指定**

(1) の議決を受けた後、市は、速やかに指定管理者候補者に対して指定に係る通知を行います。

## **2 協定の締結**

指定管理者の指定後速やかに、市と指定管理者は、指定期間を通じた包括的事項に係る基本協定を締結するものとします。

また、年度ごとの指定管理料の額、事業計画等について、指定期間中の各年度、当該基本協定とは別に年度協定を締結するものとします。

## **第7 公租公課の取扱い**

指定管理者は、法令の定めるところにより、所要の公租公課を負担しなければなりません。

このうち、国税及び地方税については、法人税、法人住民税及び法人事業税のほか、指定管理料に係る消費税及び地方消費税、事業所税などを負担しなければならないことがあります。具体的な取扱いについては、それぞれの業務を所管する官公署に確認してください。

## **第8 その他留意事項**

### **1 指定管理者の指定の取り消し等**

指定管理者が市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

### **2 協定書に定めのない事項等の取扱い**

締結した協定書に定めのない事項その他疑義の生じた事項については、市及び指定管理者の双方が誠意を持って協議するものとします。

### **3 業務の引継ぎ**

指定期間の終了又は指定管理者の指定の取消しにより、市又は次期指定管理者に管理の業務を引き継ぐ必要が生じたときは、その円滑な引継ぎに協力してください。

## **第9 様式・添付資料**

### **1 様式**

別記のとおり

### **2 添付資料**

- (1) 平田リバーサイドプラザ管理運営業務仕様書
- (2) 平田リバーサイドプラザリーフレット
- (3) 海津市都市公園条例（現行）
- (4) 海津市都市公園条例施行規則（現行）
- (5) 平田リバーサイドプラザ施設管理区域図

- (6) 平田リバーサイドプラザ備品等一覧表
- (7) 現在の利用料金表
- (8) 過去5年度の利用状況
- (9) 過去5年度の収支状況

## 第10 問い合わせ先

〒503-0695

海津市海津町高須515 海津市役所西館1階

海津市都市建設部建設都市計画課住宅都市係

電話番号 0584-53-1425

ファクシミリ番号 0584-53-1598

電子メールアドレス kensetsutokei@city.kaizu.lg.jp